

黒石市教育委員会訓令第2号

教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に委任する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年5月29日

黒石市教育委員会教育長 阿保 淳 士

教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に委任する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に委任する規程（昭和58年黒石市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表のとおり」を「配当された予算の範囲内で支出負担行為をし、支出を命令する事務」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、消耗品費は、1件100,000円を限度とする。

別表を削る。

附 則

この訓令は、発令の日から施行する。